

2.1 オープンデータに関する主な動向

3. 国際的な動向

- ▶ 欧米を中心に、2000年代後半からオープンデータに関する取組が進められている。
- ▶ 米国では、2009年1月21日にオープンガバメントの3原則（透明性・市民参加・官民連携）を掲げ、5月にポータルサイトData.gov開設。
- ▶ EUでは、2003年の「PSI（公共保有データ）の再利用に関する指令」を契機に各国がオープンデータへの取組を開始。英国が2007年に設置したPower of Informationタスクフォースの取組は、世界のオープンデータに関する取組の源流となった。
- ▶ 2013年のG8サミットでは「オープンデータ憲章」が合意された。
 - ◇5つのオープンデータの原則が示された。
 - ◇2013年10月末までにオープンデータ憲章履行のための行動計画を作成し、2014年10月と2015年に履行状況の報告を行うことが定められた。

時期	実施事項	国名
2003年	PSI（公共保有データ）の再利用に関する指令	欧州委員会
2005年7月	PSI再利用に関する規則	イギリス
2007年	Power of Informationタスクフォースの設置	イギリス
2009年1月	「透明性とオープンガバメントに関する覚書」	米国
2009年5月	データポータルサイトData.gov開設	米国
2009年9月	データポータルサイトdata.gov.uk開設	イギリス
2010年3月	政府サイトが初めてCC0を採用	オランダ
2010年5月	「透明性アジェンダ」発表	イギリス
2010年11月	Etalabの設立に関する閣議決定	フランス
2011年12月	データポータルサイトdata.gouv.fr開設	フランス
2011年12月	欧州オープンデータ戦略	欧州委員会
2013年6月	オープンデータ憲章	G8

2.1 オープンデータに関する主な動向

■ G8サミット「オープンデータ憲章」における「オープンデータの原則」

1. Open Data by Default（原則としてのオープンデータ）
 - ◇データによっては、公表出来ないという合理的な理由があることを認識しつつ、この憲章で示されているように、政府のデータすべてが、原則として公表されるという期待を醸成する。
2. Quality and Quantity（質と量）
 - ◇時宜を得た、包括的且つ正確な質の高いオープンデータを公表する。
 - ◇データの情報は、多言語に訳される必要はないが、平易且つ明確な言語で記述されることを確保する。
 - ◇データが、強みや弱みや分析の限界等、その特性がわかるように説明されることを確保する。
 - ◇可能な限り早急に公表する。
3. Usable by All（すべての人々が利用できる）
 - ◇幅広い用途のために、誰もが入手可能なオープンな形式でデータを公表する。
 - ◇可能な限り多くのデータを公表する。
4. Releasing Data for Improved Governance（ガバナンス改善のためのデータの公表）
 - ◇オープンデータの恩恵を世界中の誰もが享受出来るように、技術的専門性や経験を共有する。
 - ◇データの収集、基準及び公表プロセスに関して透明性を確保する。
5. Releasing Data for Innovation（イノベーションのためのデータを公表）
 - ◇オープンデータ・リテラシーを高め、オープンデータに携わる人々を育成する。
 - ◇将来世代のデータイノベーターの能力を強化する。

2.2 オープンデータの意義

- 「電子行政オープンデータ戦略」に挙げられた3つの意義
 - ▶ 透明性・信頼性の向上
 - ▶ 国民参加・官民協働の推進
 - ▶ 経済の活性化・行政の効率化
- 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」に整理された意義
 - ▶ 経済の活性化、新事業の創出
 - ◇データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることからコスト圧縮ができ、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。（例えば、気象、地質、交通その他の観測・調査データのような専門的データを収集・分析してビジネスに活用するなど）
 - ▶ 官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現
 - ◇複数の行政機関や民間のデータを組み合わせることで、民間からも、生活利便を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。（例えば、子育て、教育、医療、福祉等の身近な公共サービスの内容、品質等を利用者に分かりやすく示す、災害時に迅速に複数の情報を組み合わせた情報発信が可能となるなど）
 - ▶ 行政の透明性・信頼性の向上
 - ◇政策・事業に関する計画、決定過程、決定内容、結果等について、横断的に検索・集計・比較することで、政策の変化・特徴の把握や、政策の妥当性の理解・評価ができる。（例えば、補助金や政府支出について、府省、分野、地域、支出先等別に分析するなど）

2.3 本書におけるオープンデータの定義

- 5★Open Dataによるオープンデータの整理
 - ★1 オープンなライセンスで提供されている（データ形式は問わない／画像やPDF等のデータでも可）
 - ★2 構造化されたデータとして公開されている（ExcelやWord等のデータ）
 - ★3 非独占の（標準化された）形式で公開されている（CSV等のデータ）
 - ★4 物事の識別にURIを利用している（他のデータから参照できる）
 - ★5 他のデータにリンクしている（Linked Open Data）
- 「オープンデータハンドブック」によるオープンデータの定義
 - ▶ 自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのこと。従うべき決まりは、せいぜい『作者のクレジットを残す』あるいは『同じ条件で配布する』程度である。
- 「電子行政オープンデータ戦略」による4つの基本原則
 1. 政府自ら積極的に公共データを公開すること
 2. 機械判読可能な形式で公開すること
 3. 営利目的、非営利目的を問わず活用を促進すること
 4. 取組可能な公共データから速やかに公開等の具体的な取組に着手し、成果を確実に蓄積していくこと

2.3 本書によるオープンデータの定義

■ 「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」によるオープンデータの定義

- ▶ 「機械判読に適したデータ形式のデータ」を「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開」すること



■ 以上を踏まえて、本書では、オープンデータを以下のとおり定義する。

- ▶ 「オープンデータ」とは、「営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開」された、「機械判読に適したデータ形式のデータ」である。

第3章 オープンデータの作成・公開手順

■ 本章の概要

- ▶ オープンデータの作成・公開手順を、以下の6つのステップに分けて解説する。

1. オープンデータ推進組織の設立

オープンデータの作成・公開を推進するための横断的組織を設立する。これ以降の活動は、この推進組織が中心となって進める。

2. 現状把握

形式

管理者

更新頻度

権利関係

ニーズ分析

3. 計画立案

オープンデータとする対象のデータと手法を明確にし、マイルストーンと計画を立案する。

4. 公開作業

計画に基づき、データを作成・整形し、公開の準備をする。

6. 改善点の洗い出し

利用者や作業担当者からのフィードバックを元に、改善点を洗い出す。

5. 公開・運用

オープンデータ管理のマイルストーンに基づき、ある程度の情報が登録された段階で公開し、システムの運用を開始する。

第3章 オープンデータの作成・公開手順

■ 本章の構成: 6つのそれぞれのステップを解説

1. オープンデータ推進組織の設立
2. 現状把握
3. 計画立案
4. 公開作業
5. 公開・運用
6. 改善点の洗い出し

■ 留意点: スモールスタートの原則

- ▶ 上記に掲げたオープンデータ推進組織の設立や現状把握等、すべての準備を完了してから実施することは必須でない。
- ▶ 比較的オープンデータにしやすいデータから着手するというのも一つの方法である。
 - ◇例えば、個別の部署において既に公開されている情報から着手する等。

3.1 オープンデータ推進組織の設立

■ オープンデータ推進組織が必要になる理由

- ▶ オープンデータの作成・公開作業は、各部署を横断する取組になる。
 - ◇オープンデータを作成・公開するに当たり、データを保有している各部署との連携・調整が必要になる。



- ▶ オープンデータの作成・公開を進めるに当たって、オープンデータを推進するための、各部署から独立した組織を設立することが望ましい。

3.2 現状把握

■ このステップでの実施内容

- ▶ 各部署が管理しているデータをまとめる。

■ 現状把握に当たり注目すべき項目

1. データの形式

- ◇紙 → 電子データがない資料を公開するには、紙をスキャンする必要がある。
- ◇電子データ → ファイル形式を確認すべき。

2. データの管理者

- ◇管理者は設定されているか。統一されているか。

3. データの更新頻度

- ◇データはどれくらいの頻度で更新されるか？
- ◇年に1回更新／月に1回更新／適宜更新等

4. データの権利関係 → 詳細は第II部参照

- ◇第三者が著作権等の権利を有するデータはあるか？
- ◇法令上の制約があるか？ 等

5. ニーズ分析

- ◇以下のようなニーズの高いデータからオープンデータとしての公開に取り組むことも有用。
 - ◆ 情報利用者から多く問い合わせられるデータ
 - ◆ 他の同様の組織で公開されているデータ

3.3 計画立案

■ このステップでの実施内容

- ▶ オープンデータの対象とするデータやその作成・公開手法を明確にする。
- ▶ マイルストーンを作成し、それに基づきスケジュールを立てることが望ましい。

■ 留意事項

1. データ形式・システムの準備計画

- ◇どのレベルの「データ」と「データカタログ」を準備するか、方針を策定（→ 8.4節参照）

2. 運用ルールの策定

- ◇データの入手手順・頻度を明確にする。
- ◇適宜更新される場合は、更新方法をルール化。

3. 利用ルールの設定

- ◇第三者権利問題や法令上の制約がある場合は、それを踏まえ、利用ルールの内容や適用範囲を整理する。

4. スモール・スタートの原則

- ◇作業は段階的に行い、完了したのから順次公開できるように、マイルストーンを設定する。
- ◇年度ごとに目標・計画を立てることが望ましい。

3.4 公開作業

■ このステップでの実施内容

- ▶ 立案した計画に基づき、調達をかける等して必要なツールを揃え、オープンデータを作成・整形し、公開の準備作業を行う。

■ 留意事項

1. 公開時に明確にすべき情報
 - ◇メタデータ（どんなデータか？）
 - ◇アクセス方法（そのデータはどのようにして取得できるか？）
 - ◇利用ルール（そのデータはどのような条件で取得・利用できるか？）
2. 公開による影響
 - ◇オープンデータとして公開したデータは、全世界に対して公開される。
 - 海外からの問い合わせがあることも想定される。
3. データを公開するサーバに関する留意事項
 - ◇公開するサーバにどれくらいのアクセスがあると予想するか？
 - ◆ 予想外のアクセスが集中し、サーバの処理が追いつかなくなると、公開したデータに対するアクセス障害が発生する。
 - ◇リアルタイムデータを扱う場合の留意点
 - ◆ サーバの記憶容量を動的に消費するため、サーバの記憶容量の枯渇によりアクセス障害が発生する可能性がある。
 - ◇公開サービスを運用する業者や部署と、事前に協議しておくことが望ましい。
4. データの信頼性
 - ◇データの流過程において、情報利用者による改ざん、情報提供者の意図しない編集・変更の可能性がある。
 - ◇その場合、情報提供者が正当性を主張するための方法は以下の2通り。
 - ◆ オープンデータの原則： 公開し続けることにより、原典を明示する。
 - ◆ 改ざんに関する技術的対処： 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）別添」より引用して解説する。
5. プライバシー・匿名化
 - ◇そのデータに個人を特定する情報が含まれていないか、確認する必要がある。
 - ◇必要に応じて、匿名化の手法を利用して、プライバシーを考慮すべきである。

3.5 公開・運用／3.6 改善点の洗い出し

■ 公開・運用

- ▶ ある程度のデータが登録された段階で公開し、オープンデータの提供を開始。
- ▶ 公開中は、情報利用者からのフィードバックが得られるように、アンケートページや問い合わせ窓口を用意することが望ましい。

■ 改善点の洗い出し

- ▶ 一定の期間ごとに、情報利用者から得られたフィードバックや、運用上の問題を整理し、改善点を洗い出す。
- ▶ 新規のデータを公開するタイミングで、改善点を洗い出すことが望ましい。
- ▶ その後、得られた改善点を解決するための計画を立案。
- ▶ 改善点を洗い出す際に、オープンデータの技術レベル（→ 8.4節）の向上、又は利用ルールの見直しを併せて行うことを推奨。